

スポーツ・文化合宿等支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山中湖村の「スポーツ・文化合宿等支援助成金」を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により激減したスポーツ・文化合宿等（以下「スポーツ合宿等」）について、その再開を支援するために、本村の宿泊施設を活用した県外・県内からのスポーツ合宿等の再開を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた旅行者（営業所、支店含む）、及びその旅行者から送客を受けた宿泊事業者

(スポーツ合宿等)

第4条 次のいずれかの目的で、同じ者が1ヶ所の宿泊施設に宿泊すること（同じ合宿が複数の宿泊施設を利用することは可能）。

- (1) 部活動やスポーツ・文化団体の強化練習
- (2) 社員、職員に対し集中的に行う研修（新人研修、中堅社員研修など）
- (3) 大学のゼミ活動
- (4) 進学や資格取得のための受験対策
- (5) 山中湖村が後援等する大会等
- (6) その他山中湖村長が認めた強化練習等

(助成要件)

第5条 以下の要件を全て満たす旅行とし、事前に「スポーツ・文化合宿等支援事務局」（以下「事務局」という。）に助成金を申請し、決定を受けた旅行を対象とする。

- (1) 令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）までの間に催行されるスポーツ合宿等であること。ただし、旅行の出発日、帰着日いずれもこの期間内であること。
- (2) 当事業受付開始日（令和6年10月1日）以降に旅行契約を締結又は変更契約した旅行であること。
- (3) 山中湖村内の宿泊施設に滞在すること。

(4) スポーツ合宿等宿に参加した者の延べ宿泊数（宿泊施設に宿泊した人数に当該宿泊日数を乗じた数）が10人泊以上であること。

(受付期間)

第6条 令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）までとする。なお、旅行実施日を問わず、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

(助成金交付額)

第7条 助成金の額は、宿泊者一人一泊あたり2,000円を上限とし、一団体上限100千円を助成する。また、この助成金のうち1,000円は旅行業者へ助成し、旅行代金の手数料として1,000円は宿泊事業者へ助成する。

(交付申請)

第8条 助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行出発日の10日前までに、交付申請書（様式第1号）に、合宿等計画書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）を添付の上、事務局に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第9条 事務局は、前条の申請に係る書類を審査し、助成要件に適合すると認められた時は、交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 申請者は、大幅な人数変更または旅行期間、旅行内容（宿泊施設・飲食施設など）を変更する場合または申請を取り下げる場合は、変更（中止）申請書（様式第5号）を速やかに事務局に提出し、事務局の承認を受けること。

(実績報告)

第11条 申請者は、旅行終了日から起算して10日以内に、実績報告書（様式第6号）に、宿泊施設利用証明書（様式第7号）、参加者名簿（様式第8号）を添付の上、事務局に提出しなければならない。

(助成金の確定及び通知)

第12条 事務局は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められた時は、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定に基づき、助成額の確定を受けた申請者は助成金請求書（様式第10号）により事務局に助成金を請求するものとする。

（助成金の支払い）

第14条 事務局は、前条の助成金請求書を受領後、金額内容を確認し30日以内に申請者の指定する金融機関の口座へ助成金を振り込むものとする。

（決定の取消し及び返金）

第15条 事務局は、助成の決定又は助成を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する時は、交付決定を取り消し、既に交付した助成金を全額返金させることができる。

- （1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- （2） 各手続に必要なとされる書類が期限内に提出されない場合
- （3） この要綱の規定に違反した場合

（その他）

第16条 この要綱に定めのない事項については、山中湖村と別途協議の上定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年8月7日から施行する。